

三 監 第 6 1 号
令和 4 年 3 月 1 7 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 松 田 吉 嗣

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度定期監査（第5号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

計画まちづくり部 都市計画課、住宅政策課、水と緑の課、
三島駅周辺整備推進課、企業立地推進課

都市基盤部 都市整備課、土木課、水道課、下水道課、
生活排水対策室

監査委員事務局

2 監査の期間

令和4年1月21日から令和4年2月10日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

4 監査の範囲

令和3年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

① 地方自治法第234条は一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に定められた事項に該当する場合に限り行う事ができるものである。

また、市では随意契約の事務の統一化を図るため「随意契約方式で契約を締結する際の留意事項（ガイドライン）」を定め職員に周知しているところである。

令和3年度の定期監査において、委託料の契約方法を確認したところ随意契約を採用しその理由が客観的に判断し難いものが見受けられた。中でも特定の一者のみと随意契約を行う、いわゆる「一者随契」においては理由が具体的でないものが多かった。一者のみを見積書を徴して契約の相手方とすることは競争原理が働いておらず、真にその者しかできないのか、長期にわたって契約している金額が適正な価格なのか等を技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断することが重要である。

しかし、一部の契約においては「一者随契」の理由として「業務に精通している。」、「過去に実績がある。」等を上げている場合があり、これらについては、委託先を選定する場合の原則的な要件であり、特定の一者を選定する場合の妥当性には欠け、他者を排除してその一者を選定した具体的な理由にはなり得ない。

については、各課においては、常に職員の行う事務は市民に対しての説明責任を負うとの認識を持ち、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある契約方法が適用できないかの検討をされたい。また、やむを得ず随意契約を適用する場合であっても、そこに至った理由が令第167条の2第1項各号のいずれかに適合する内容であることを客観的に判断できるよう具体的な理由を記載し、適正な契約事務の執行となるよう努められたい。

(2) 個別事項

ア 都市計画課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 違反広告物の発見については、市職員及び市民から情報提供を受ける等効率的な手段を検討し、引き続き違反広告物是正の取り組みに努められたい。
- ② 予算要求時の積算については正確を期するよう努められたい。

イ 住宅政策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 市営住宅の管理運営については、令和3年4月に改定された「三島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、入居需要に応じた市営住宅ストックの有効活用を図るとともに、民間住宅ストックの活用も視野に入れながら、集約、複合化の可能性を検討し効率的な維持管理を推進されたい。

ウ 水と緑の課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① ガーデンシティ花飾り事業では「市民力」の醸成が課題であるとしているが、対象とする市民の範囲や、またその対象に対して意図する変化はどのような状態になることを目指しているのかを明確にし、費用対効果の観点から事業に係る経費の妥当性を検証されたい。

エ 三島駅周辺整備推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 三島駅南口東街区再開発事業については、コロナ禍で説明会の開催が困難な中、市ホームページ及び広報みしま等による情報発信や、オープンハウスにより意見を聴取する機会を設ける等、様々な方法により市民に周知、理解を求めているところである。今後も市民の声に耳を傾け計画的に事業が推進されるよう努められたい。

オ 企業立地推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 引き続き企業についての調査研究を深め企業が望む立地環境や条

件を企業の立場から検証されたい。また、進出した企業に対しても継続的なフォローに努める等、撤退への予防策も検討されたい。

カ 都市整備課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 都市計画街路事業における、社会資本整備計画の各個別事業が計画期間を超えて実施される場合は、継続して実施計画を策定し事業を新たな計画に位置付けることにより財源の確保に努められたい。

キ 土木課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 道路ストックの老朽化に対応するために、道路ストック毎に応じた個別計画により維持管理の考え方を予防保全へ転換し、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図り持続可能な維持管理に努められたい。

ク 水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 水道料金の債権管理については、水道料金の消滅時効の完成（時効起算日から2年又は5年）から債権放棄を行うまでの間、水道料金の未収金を会計帳簿から外す手続きとして不納欠損を行い簿外債権として管理している状況である。しかしながら、三島市水道事業及び公共下水道事業会計規程第26条において不納欠損については、議会の議決による債権放棄又は債務者の時効の援用により債権が消滅した場合に基づく手続きとして規定されていることから、当該会計規程との整合性の観点から債権管理のあり方について検討されたい。

ケ 下水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 経費回収率については年々下降傾向であることから、経営戦略の計画に基づき使用料の改定及び汚水処理広域化・共同化について検討し、中長期的に自立、安定した経営基盤の構築に努められたい。

コ 生活排水対策室

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 浄化槽の維持管理及び設置支援については、浄化槽設置事業費補助金制度の周知や法定点検等の適切な実施についての啓発を図り、良好な水環境の保全に努められたい。

サ 監査委員事務局

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 なし